

阪神高速道路株式会社事業評価監視委員会規則

平成20年9月1日
阪神高速規則第19号

(趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の策定について」(平成20年7月1日付け国官総第164号の2、国官技第47号の2)により通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領に基づいて阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)に設置する阪神高速道路株式会社事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、社長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 再評価の実施手続を監視し、再評価を実施する事業に関して、会社が作成した対応方針(原案)について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときには、社長に対して意見の具申を行うこと。
- 二 事後評価の実施手続を監視し、事後評価を実施する事業に関して、会社が作成した対応方針(案)について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときには、社長に対して意見の具申を行うこと。
- 三 事後評価を実施する事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について審議を行い、その必要性があると認めるときには、社長に対して意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、有識者のうちから社長が委嘱する。

- 2 委員会は委員5名以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた阪神高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、計画部調査グループにおいて行う。

(その他)

第 6 条 会社以外の事業主体が実施する事業が会社の実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的と判断される場合には、社長は、当該事業の事業主体の長と協議し、再評価及び事後評価の実施方法に関し必要となる事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行する。